

令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業について、受託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

1 事業名

令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業

2 目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者等の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取り組みを推進することを目的とする。

3 委託事業の内容

別紙「令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業に係る業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日まで

5 委託契約金額の上限額

1,860,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、提案に当たっての目安となる予算額であり、予定価格を示すものではないので注意すること。

6 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号または第3号までに規定する者でないこと。
- (7) 茨城県内に本店、支店又は営業所等の事務所を有している者であること。
- (8) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有する者であること。

(9) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。

7 審査委員会

別途定める「令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業プロポーザル審査要領」に基づき審査委員会を設置する。

8 審査及び事業予定者の選出

- (1) 企画提案書の審査は、別表に定める審査項目について審査し、最高得点者を本業務に係る候補者として選定する。
- (2) プレゼンテーションは行わず、提出された企画提案書等の内容を審査する。ただし、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (3) 審査の経過の中で、必要に応じて補足説明を求める場合がある。
- (4) 採用、不採用は審査委員会終了後に通知する。
- (5) 審査の内容については一切公開しない。
- (6) 結果についての異議申し立ては一切認めない。

9 事業の委託

県は、上記に基づき選定した候補者から見積書を徴し、見積金額が予定価格内であった場合において、当該候補者と委託契約を締結する。

なお、採用案は修正する場合がある。

10 応募方法

(1) 提出書類

企画提案書（別紙様式1） 6部
宣誓書（別紙様式2） 1部

(2) 提出方法

10(1)記載の書類及び部数を持参、郵送（書留郵便又は配達証明）又は宅配便（提出先に届いたことが証明できるものに限る）により提出すること。

なお、持参の場合、受付時間は午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出先

茨城県福祉部障害福祉課 自立支援担当
〒310-8555 水戸市笠原町978番6（茨城県庁舎13階北側）
TEL 029-301-3363
FAX 029-301-3370
E-mail shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp

(4) 提出期限

令和6年10月18日（金）午後5時厳守

11 質問の受付

企画提案にあたり質問がある場合は、令和6年10月2日（水）から令和6年10月11日（金）正午まで、担当部局への電話、メール又はFAXにて受け付ける。

なお、メール又はFAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。

1.2 審査方法

(1) 審査の実施及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置する審査委員会において、下記1.2(2)の審査基準により審査を行い、受託候補者1者を選定する。

採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 審査基準

提出されたプロポーザルについて、担当部局内に設置した「プロポーザル審査委員会」において次の審査基準をもとに審査を行い、採用1者を選定する。

審査項目	審査基準（着眼点）	配点
業務の理解度	①業務の趣旨、目的及び内容を理解しているか。	10点
業務の実施体制	②安定した経営基盤を有しているか。	10点
	③委託業務に必要な専門的な知識や経験を有する講師やファシリテーターを十分に確保できるか。	15点
	④業務の進捗を管理できる体制になっているか。	15点
	⑤業務を効率的に実施し、必要に応じて県に改善提案等のできる体制になっているか。	10点
業務の実施方法	⑥委託業務の実施方法及び実施スケジュールは適切か。	15点
	⑦見積額及び積算根拠は適切か。	10点
業務の効果	⑧事業終了後も継続的・発展的に活かせるか。	15点

1.3 契約手続き

(1) 契約相手方の決定方法

県は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則規則第15条）に定める随意契約の手続きにより、業務委託者として決定した者から見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則規則第15条）第146条の規定に基づき作成する予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

なお、契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、あるいは業務受託者として決定された者が辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。

(2) 契約書の作成

本事業は契約書の作成を要する。

(3) 契約保証金

当該契約に係る契約保証金は免除とする。

1.4 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。

- (3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

1.5 問い合わせ先

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 (茨城県庁舎13階北側)

茨城県福祉部障害福祉課 自立支援担当

TEL 029-301-3363

FAX 029-301-3370

E-mail shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp

受付時間：平日の9時から17時まで(12時から13時を除く。)

(別紙様式1)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
申請者
代表者氏名

「令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業に係る業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき提出します。

記

1 企画提案書提出の責任者

(ふりがな) 氏 名	
所 属	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

2 応募者の概要

法 人 等 名	
代表者職氏名	
所 在 地	〒
設 立 年 月 日	
資 本 金	

従業員数	
ホームページアドレス	http://
現在の事業内容	

3 提案内容

(1) 委託業務を実施するにあたり、障害者支援に対する考え方について記載してください。

(2) 実施体制、実施方法及び実施スケジュール

①業務の趣旨、目的及び内容を理解しているかについて記載してください。

②安定した経営基盤を有しているかについて記載してください。

③委託業務に必要な専門的な知識や経験を有する講師やファシリテーターを十分に確保できるかについて記載してください。

④業務の進捗を管理できる体制になっているかについて記載してください。

--

⑤業務を効率的に実施し、必要に応じて県に改善提案等をできる体制について記載してください。

--

⑥委託業務の実施方法及び実施スケジュールについて記載してください。

--

⑦見積額及び積算根拠について記載してください。

4 事業費の積算に記載してください。

⑧事業終了後も継続的・発展的に活かせるか、事業の実施によりどのような効果が見込まれるか、どの程度課題を解決できるか、について記載してください。

--

(3) 委託業務を実施するにあたり、PR することがあれば記載してください。

--

4 事業費の積算

経費区分	見積額 (円)	積算根拠
計		

※ 活動内容が積算根拠から分かるように明確に記入して下さい (消費税含む)。

※ 経費区分欄には、人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料等について記入して下さい。

(別紙様式2)

宣 誓 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

令和6年度茨城県障害者ピアサポート研修事業委託のプロポーザル参加に要求される下記の要件を全て満たしていることに相違ありません。

記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号または第3号までに規定する者でないこと。
- (7) 茨城県内に本店、支店又は営業所等の事務所を有している者であること。
- (8) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有する者であること。
- (9) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。